

社会福祉法人田野町社会福祉協議会の 役員・評議員の報酬及び費用弁償支給規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人田野町社会福祉協議会の役員・評議員の報酬及び費用弁償としての旅費を支給することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 役員・評議員の報酬額は次の各号に定める額とする。

1	理事（会長の職にある者）	月額	50,000円
2	理事	日額	4,000円
3	監事	日額	4,000円
4	評議員	日額	4,000円

(支給方法)

第3条 日額により報酬を定めている役員・評議員の報酬は、勤務日数に応じ、その都度支給する。

2 月額により報酬を定めている役員の報酬は、月毎に支給する。ただし、月の途中で離職した場合は、日割り計算によりその都度支給する。

(旅費)

第4条 役員及び評議員が会議等に出席した場合又は業務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 旅費の算出基礎は、地方公共団体の職員が役員又は評議員である場合は勤務地とし、その他の役員又は評議員にあつては住所地とする。

(旅費の支給方法)

第5条 役員及び評議員の旅費の支給方法については、社会福祉法人田野町社会福祉協議会旅費規程の例による。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

この規則は、平成29年4月1日から施行する。